

固定資産税の 償却資産の申告

～申告期限は毎年1月末です～

償却資産は、土地や家屋と同じく固定資産税の課税対象ですが、土地や家屋のような登記制度がないため、対象の資産がある人(法人・個人問わず)は、市へ申告する必要があります。

- ・申告義務がある人は、1月1日現在で償却資産を所有している人です。
- ・申告書は、償却資産が所在する市町村へ提出してください。
- ・申告書の様式は、税務課窓口で配布しています。eLTAX(エルタックス)による電子申告もできます。
- ・未申告や申告もれなどの場合は、資産を取得した翌年度までさかのぼって(最大5年)課税します。

固定資産税の課税対象となる償却資産とは、土地・家屋以外の事業用で使用することができる有形固定資産(機械・器具・備品など)で、所得税や法人税の確定申告時に減価償却の対象となる資産です。



◀ eLTAX
電子申告は
こちらから

償却資産の具体例

飲食店

厨房設備、カラオケセットなど



工場

各種製造設備、受変電設備など



ホテル・旅館

客室備品、洗濯設備など



建設業

パワーショベル、ポータブル発電機など



理容業・美容業

理・美容椅子、洗面設備など



医院

ベッド、手術台、X線装置など



ガソリンスタンド

オイルチェンジャー、洗車機など



小売店

商品陳列ケース、冷蔵庫など



農業・漁業

乾燥機、漁船など



令和7年度 償却資産申告期限 1月31日(金)

提出先・問い合わせ先 税務課 固定資産税係 ☎(27)3314

広告 ご不要になった車 査定無料

すべて**買い取ります!**

軽自動車・普通自動車・トラック・バス・フォークリフト・トラクターなど

LINEからお気軽に
お問い合わせください!

引き取りご希望の方もご相談ください!

株式会社カネムラエコワークスは、資源のリサイクルに注力し、新車も販売します。

最先端設備と確かな技術

限りある金属資源をそれぞれに合った方法で選別・回収し、再生原料としてリサイクルすることが私たちの仕事です。質の高い資源リサイクルで私たちは持続可能な社会の実現を目指します。

株式会社 カネムラエコワークス お気軽にお問い合わせください HPはこちら

【学土本社】学土市若古倉町2063番地1 <https://www.kk-kanemura.co.jp/> **TEL(0964)22-0715**